

【令和元年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

概要 (Plan)				実施内容 (Do)・評価 (Check)										改善 (Act)	
基本 目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組 状況	男女共同参画配慮項目	評価	各課 平均	施策 平均	令和元年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和元年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)
(1)男女平等意識の啓発・促進	●家庭・学校・地域における男女平等理念に関する教育の推進			学校教育課	○各小中学校において、男女平等教育を含めた人権教育を推進することにより、子どもたちの男女平等理念を啓発する。 ○教職員に対して、男女平等教育を含めた人権教育研修会を実施し、男女平等理念を啓発する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		○各小・中学校において、全ての教育活動をととして、男女平等教育を含めた人権教育を推進した。特に、小学校6年の社会科で平等権についての学習を行った。中学校3年の公民的分野では「男女平等を目指して」という単元において、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の具体的な学習を行った。 ○教職員に対しては、男女平等の理念に立った人権教育研修会を実施した。また、各校のPTA家庭教育学級でも、保護者を対象とした人権学習を行った。	○各小・中学校では、授業をはじめとした全教育活動をととして、男女平等の意識の高揚を図ることができた。 ○教職員相性の人権教育研修や、PTA家庭教育学級の人権研修により、大人の男女平等の意識の高揚を図ることができた。	○現在取り組んでいる内容の充実・発展を図ることが課題である。
						2	生活力を身につける教育の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				保育幼稚園課	保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		保育所入所審査においては、性差にとられない入所決定を行った。 また、保育者については研修に参加することで人権保育について理解を深め保育に生かしていくことに取り組んだ。	保育所における人権保育の理解と実践を目的とした研修会に参加した。	保育所における人権保育の理解と実践をさらに深めるよう継続して研修会への参加を行う。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
				青少年課	定期的に調理体験や一緒に食事をする体験、工作体験や宿題指導、遊び場等を提供し、家庭の事情等により不安定な食生活を送る子ども達への食育と居場所を確保するもの。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・青少年活動センターで大妻女子大学食物学科との協働により、「むささび食堂」(子ども食堂)を年間5回開催し、子どもを中心に、のべ433人の参加者があった。	・子どもたちに性別に関係なく、調理をする楽しさを伝え、継続的に生活体験を提供することができた。	・子どもの頃から、家庭の中でも性別に関係なく、料理に参加し、習慣化しよう、生活体験事業を継続していく。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
				男女共同参画推進センター (人権推進課)	・男女共同参画の必要性を知ってもらう講座や講演会を年6回以上実施する。 ・若年期から男女平等意識を育むために、市内中学校と連携して男女平等意識の講座を年1回以上実施する。	1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.8	3.7	・人権パンフレット3,000部作成 市内小学5年生、中学2年生に配布 ・男女共同参画セミナー公開講演会参加者136名(前年:117名) ・自分魅力アップ!セミナー(全3回)参加者59名(前年度:49名) ・ちいさなお仕事応援講座(全9回)受講者延べ人数224名(前年度:全7回185名) お店屋さん「イルミナ」来場者数302人(前年度:236人) ・男女共同参画職員研修「ワークライフバランスについて」■コロナウィルスの影響により中止 ・女性リーダー養成講座(全4回)受講者延べ人数41名(前年度:37名) ・市民提案型協働事業LBGT講演会を市民団体と協働して市内5カ所の小中学校を対象に実施 参加者217人(新規) ・東町公民館と市民団体との協働事業でLBGT講演会を実施 参加者67名(新規) ・イクボス講演会(共催:こども支援課、商工観光課、人事課) 参加者113名(前年度:63名) ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンはじめよう!)の発行、全戸配布(51,000部作製) ・市立保育所・幼稚園・学童保育・小中学校(47ヶ所)へセンターだよりの配布	・男女共同参画に関する講座・講演会を年間7回実施した。 ・男女共同参画セミナーは、『人生100年時代』をテーマに、定員(100名)を超える136名の参加があり、男女共同参画について効果的に啓発することができた。 ・イクボス講演会では、1・2部制にし、1部では関心の高い「介護」をテーマにしたことで、市民から多くの参加があった。2部ではイクボス宣言した企業・団体、市長、教育長によるトークセッションを行い、市内企業・団体のイクボスの取り組みや必要性について参加者に周知することができた。 ・市民提案型協働事業LBGT講演会では、教職員や保護者に対して講演会を実施したことで、児童・生徒に対して啓発するための地盤作りに繋がった。ただ、実施の可否は学校の方針に寄るところが大きいため、今後、学校間によって児童・生徒・教職員等にLBGTの認識について差が生じる可能性がある。 ・公民館を会場としてLBGT講演会を実施したことで、公民館を利用する地域の方々に対して重点的に啓発することができた。	・市民提案型協働事業LBGT講演会について、教職員や保護者への啓発を出発点として、児童・生徒に対して学校間による偏りが生じないように実施していくことが大事である。 ・公民館と連携したLBGT講演会については、今後、各公民館で持ち回りにするなど公民館と連携して地域に根ざした取り組みが必要である。 ・男女共同参画職員研修については、コロナウィルス感染拡大の影響により中止となってしまったが、今後は映像による配信を行うなど、事業の啓発方法について柔軟な対応が必要である。
						3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						4	男女平等観を育む指導を行う教職員への研修実施と情報提供	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						5	講演会、講座等の学習機会の提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						6	教育・研究機関との連携による啓発活動の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
						1	幼少期・学校期など若年層における男女平等教育の推進	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・思いやりの心を育てる「人権教室」(市内小学校8校) ・携帯電話会社等が実施する安全教室と連携した「人権教室」(市内小学校1校、市内中学校1校) ・「人権の花運動」(市内全小学校) ※所沢人権擁護委員協議会並びに当協議会人間部会が実施し、市民相談室が活動を支援している。	人権教室について、担当委員とともに市内全小学校を訪問し、目的や意義を周知した。 令和元年度は、「思いやりの心を育てる『人権教室』」、「携帯電話会社等が実施する安全教室と連携した『人権教室』」を実施した。 主に小学校低学年から中学年の児童に人権教室を実施し、いじめ問題や仲間を思いやる心の大切さを中心に実施した。 前年度以前に人権教室を実施した学校から高評価をいただき、引き続きの申込みが多くあった。	直近数年は多くの小学校等から人権教室の申し込みがあり、実施時期を調整しながら、申し込みがあった小学校等全てで人権教室を実施した。 しかし、人権擁護委員から「実施件数増に伴って負担が大きくなっている」という意見が出たため、所沢人権擁護委員協議会人間部会内で協議した結果、令和2年度以降については年間実施回数を5回程度にすることを決定した。
				地域保健課	PTA家庭教育学級や子育て中の夫婦を対象とした講座でチラシを配布する等今後も普及啓発を行っていく。	3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3			両親学級(妊婦のべ153人、夫のべ113人)働くママのための両親学級(妊婦99人、夫84人)	両親学級などの実施時、男性の育児等への参加も意識した内容とした。	PTA家庭教育学級等の教室は平日、日中の開催のため母親の参加が多く男性への働きかけが少なく工夫する必要がある。
				社会教育課	・PTA家庭教育学級を実施する。 ・入間市生涯学習茶の都出前講座メニュー表を広く配布し、実施していく。 ・いるま生涯学習ガイドブックを年2回発行する。 ・いるま学びの場を年1回発行する。	3	保護者・保育者への男女平等意識の啓発	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	3.5		・PTA家庭教育学級の実施 ・入間市生涯学習茶の都出前講座の実施 ・いるま生涯学習ガイドブックの発行(年2回) ・いるま学びの場の発行(年1回)	・PTA会員が自ら、いろいろな機会や場を通して学び、行動していく力を身につけることができた。 ・出前講座は毎年多数の利用があり、ガイドブックや学びの場も合わせて学習機会の提供の場となっている。 ガイドブックアクセス件数:343件 いるま学びの場アクセス件数:8,834件 出前講座アクセス件数:337件	情報の更新及びそれぞれの内容の充実が課題。
						5	講演会、講座等の学習機会の提供	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					

(2)男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し

			公民館	男女平等理念に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	5	講演会、講座等の学習機会の提供	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	3.7	【東町公民館】 「人権推進講座」 11/21 参加者80名	【東町公民館】 性的マイノリティに関する基礎知識を学習し、男女の別に関わらず、性的少数者への配慮や理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図った。	【東町公民館】 内容や開催時期等、参加者が見込めるか、調査・研究を行う。 男女平等理念に関する事業を1回以上開催する。(数値目標)
							△		0			【その他公民館】 なし	【その他公民館】 ・講座のテーマ・講師の決定ができず、開催できなかった。 ・学習課題の内容や講師の選定が難しく事業を開催できなかった。 ・参加者の見込みが得られなかったため、事業開催を見送った。 ・どのような内容であれば参加者が見込めるかが不明であった。 ・テーマの設定や参加対象者の見込みなど、プログラムの設定が難しく、開催に至らなかった。	【その他公民館】 ・参加者が見込める講座内容について検討する。 ・学習課題の内容や講師の選定について検討してみる。 ・開催に向け、時期や内容を精査する。 ・どのような内容、どんな時期であれば参加者が見込めるか、調査・研究を行う。 ・プログラムについて、学習していく。
(2)男女共同参画の意識づくりと制度・慣行の見直し	●女性と男性の固定的役割分担意識の改革	男女共同参画推進センター (人権推進課)	・講座形式だけではなく、パネル展示、情報紙、センターだより、ホームページを積極的に活用して幅広い世代に広く啓発する。	7	固定的役割分担意識の解消のための啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.7	3.8	・男女共同参画週間(6/24～6/28)にパネル展示 ・各種講座の参加者に男女共同参画基本条例のパンフレットや第4次いるま男女共同参画プラン(概要版)を配布 ・男女共同参画セミナー公開講演会及びセミナー・イルミ〜ナ会場での男女共同参画に関するパネル展示 講演会参加者136名(定員100名)・お店屋さん「イルミ〜ナ」来場者数302人(前年度:236人) ・イクボス講演会(共催:こども支援課、商工観光課、人事課) 参加者113名(前年度:63名) ・男女共同参画情報紙(女と男の情報紙ビギンはじめよう!)の発行、全戸配布(51,000部作成)	・男女共同参画週間(6/24～6/28)に男女共同参画に関するパネル展示や平成30年度に実施した事業等を紹介し、男女の固定的役割分担について考えを深めるきっかけづくりになった。 ・男女共同参画推進条例の冊子や第4次いるま男女共同参画プラン(概要版)を各種講座で配布したり、男女共同参画週間パネル展示で配架して周知をした。 ・12月5日開催の男女共同参画セミナー公開講演会及びセミナー・イルミ〜ナ会場で男性の家事育児参加に関するパネル展示を行い、セミナーとイルミ〜ナの延べ来場者数438名に対して、広く啓発することができた。 ・男女共同参画セミナーは、『人生100年時代』をテーマに、定員(100名)を超える136名の参加があり、男女共同参画について効果的に啓発することができた。 ・イクボス講演会では、1・2部制にし、1部では関心の高い「介護」をテーマにしたことで、市民から多くの参加があった。2部ではイクボス宣言した企業・団体、市長、教育長によるトークセッションを行い、市内企業・団体のイクボスの取り組みや必要性について参加者に周知することができた。 ・男女共同参画情報紙を広報いるま3月15日号に折り込み全戸配布していることから、広く市民に周知が図られている。	・講演会参加者の年齢層や性別に偏りが見受けられる。特に、若年層～子育て世代(20代～40代)の参加が少ない傾向にあるため、啓発媒体について市公式YoutubeやSNSの利用を積極的に行う。また、子育て世代に関わる課と連携して、情報発信や講座の実施を行っていくことが必要。 ・男性向けの育児講座を実施する予定	
				8	市主催事業での啓発活動の実施	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4						
				9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3						
		広報課	広報いるま、各メディア等を通して、男女共同参画等の取り組みをPRし、情報提供の機会を創出する。	9	男女共同参画推進条例の基本理念の啓発・普及の実施	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	4.0	・広報いるまに関連記事を16件掲載した。 ・3月1日号特集で、4月1日に開設される人間市児童発達支援センターの紹介とイクボス・イクメンについての記事を掲載した。 ・記事の内容を人間ケーブルテレビ・エフエム茶笛の番組で放送した。	・広報いるまに「魅力アップセミナー」、「女性のお仕事応援講座」等、女性の起業を応援する記事を掲載した。 ・「いるま子育て応援講座」(8/1号)、「いるティー子育て練習法」(10/15号)、子ども子育てフォーラム(12/1号)	広報いるま・人間ケーブルテレビ・エフエム茶笛を利用した情報発信を通して、市で行う施策、イベント等の取り組みを引き続きPRし、情報提供の機会を創出する。		
	●男女共同参画の必要性が共感できる啓発活動の推進	男女共同参画推進センター (人権推進課)	・男女共同参画の必要性を多くの市民に知ってもらうために、講座の参加者について定員の8割以上を目標とする。	10	市民との協働で行う男女共同参画セミナーによる意識づくり	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	3.8	・男女共同参画セミナー公開講演会及びセミナー・イルミ〜ナ会場での男女共同参画に関するパネル展示 延べ来場者数438名 ・男女共同参画セミナー公開講演会参加者136名(前年:117名) ・新規採用職員研修で男女共同参画について講義 受講者31名(前年度:45名) ・起業へのきっかけづくりを支援する「ちいさなお仕事応援講座」を全9回の連続講座で実施 修了者26名のうち男性修了者2名※男性参加者は初めて(定員30名) ・男女プランにおけるH30年度実施の事業評価のうち、審議会からの指摘事項について、3/25に開催された施策連携会議において各部の次長へ報告し、併せて関係各課へショートメールで通知	・男女共同参画セミナーでは、市民ボランティアスタッフ5名と共に企画・運営を行い、市民と協働で実施することができた。定員の100名に対して136名の参加があり反響が大きかった。 ・セミナー及びイルミ〜ナの会場でパネル展示を行ったことで、延べ来場者438名に対して、男女共同参画について広く啓発することができた。 ・新規採用職員研修の場で、男女共同参画について知識の習得の機会を提供した。 ・起業セミナーはこれまで「女性」に限定していたが、男性からのニーズも考え令和元年度から「性別不問」としたことで、男性2名の参加があった。 ・第4次いるま男女共同参画プランの平成30年度の各課評価シートから、新たに事業目標記入欄を設けたことで、男女共同参画を推進するために必要な各課の目標が可視化されるとともに事業に取り組む際に男女共同参画を意識することに寄与したと思われる。	・セミナーのボランティアスタッフの募集について、センターだよりやホームページでの掲載のほか、講座参加者に直接呼びかけて募集する。 ・セミナー参加者数の目標値を定員の8割以上とする。 ・引き続き、男性が講座に参加しやすいような講座内容や広報の仕方を検討していく。	
				11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4						
			社会教育課	来場者、参加団体の男女双方の情報交流の場となっている、いるま生涯学習フェスティバルを開催する。	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4		4.0	・市民との協働による、いるま生涯学習フェスティバルにおける参加団体(70団体)及び来場者(延べ3,770人)間の交流	来場者、参加団体の情報交流の場となっている。	参加団体の高齢化による参加団体の減少が課題。また、来場者増加のために魅力ある企画立案が必要となる。
							◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4		【東町公民館】 「女性セミナー」 1/29 参加者9名	【東町公民館】 体験講座に、家庭内で日頃多くのストレスをかかえている幅広い世代の女性が参加。女性が外で活動するきっかけとなった。	【東町公民館】 より多くの方に参加していただけるよう努めていきたい。 男女平等参画の必要性に関する事業を1回以上開催する。(数値目標)	
						○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	2	【金子公民館】 くまさんと遊ぼう子育て教室		【金子公民館】 参加者は女親のみで残念ながら男親の参加はありませんでした。平日の午前中の時間帯のため参加が厳しかったか。	【金子公民館】 今後も事業を継続していきたい。 男親にも参加が見込めるように検討していきたい。		

9 る				公民館	男女平等参画の必要性に関する事業を1回以上開催する(数値目標)	11	男女共同参画の視点に立った事業を啓発	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	3.3		【東藤沢公民館】 東藤沢生涯学習ときめき学園には男女のボランティア運営スタッフがおり各コースの授業内容や合同の事業について話し合いで決めている。男性スタッフ3名、女性スタッフ7名	【東藤沢公民館】 ボランティアスタッフは、女性が多い状態が当初から続いているので、男性目線の授業が少ない。	【東藤沢公民館】 いずれの事業も参加者が固定していて新たな参加者が少ないので、今までで公民館に来たことない人が、来てもらえるようにPR方法等について検討が必要である。
								△		0			【その他公民館】 なし	【その他公民館】 ・講座のテーマ・講師の決定ができず、開催できなかった。 ・学習課題の内容や講師の選定が難しく事業を開催できなかった。 ・どのような内容であれば参加者が見込めるかが不明であった。 ・啓発活動の方法が良くわからなく、具体的な取り組みをすることができなかった。	【その他公民館】 ・参加者が見込める講座内容について検討する。 ・学習課題の内容や講師の選定について検討してみる。 ・開催に向け、時期や内容を精査する。 ・内容や開催時期、講師等、参加者が見込めるか調査・研究を行う。 ・啓発活動の在り方について、学習していく。
(3)あらゆる差別・暴力の根絶	2. DV対策基本計画	●DVなどのあらゆる差別・暴力の未然防止のための意識啓発	男女共同参画推進センター (人権推進課)	学校教育課	DV被害者の内「相談できなかった」、「相談しようと思わなかった」人の割合40.0% (第4次プラン目標値)に以下にするため、市民に広く周知する機会を増やす。	12	DV防止に関する意識啓発	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.5	3.6	昨年度に引き続き相談カードを市内の民間施設に配架することや、公共施設にポスター等の掲示するなど意識啓発や相談につながるよう工夫した。 また、情報紙びぎん(発行部数51,000部)で男女共同参画推進センターの紹介記事を掲載し、相談窓口の紹介を行った。	DV防止のための意識啓発及び相談に関する周知を行ったこと相談者に対して早期にDVについての正しい知識を伝える取り組みは有効である。	男女共同参画推進センターでDV相談を行っていることを引き続き周知することが必要である。また若年層に向けた意識啓発として市公式HP、男女共同参画推進センターだより等にデートDVの記事等を掲載する。
					13	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3						
			人事課	・職員研修の一科目として実施する。	14	ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)等の根絶に向けた意識啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	・各中学校において、DVなどの差別・暴力等の被害防止に向けた学級指導を行った。小学校道徳科では、他を思いやる心の醸成に取り組んだ。		○各小・中学校では、予定に沿った学習を実施することができ、子供たちの意識啓発に取り組むことができた。	○今後も引き続き、学校教育の全体をとおして、暴力防止に関する意識啓発に取り組んでいくことが課題である。	
															商工観光課
			男女共同参画推進センター (人権推進課)	DV被害者の内「相談できなかった」、「相談しようと思わなかった」人の割合40.0% (第4次プラン目標値)に以下にするため、庁内連携を深めるため、庁内連絡会議を年1回以上開催する。	15	関係機関との連携	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.8	DV対策庁内連絡会議を開催し、市の福祉部門や市民課等との連携を図り相談者への支援の充実に努めた。 また、支援体制の見直しやマイナンバーの普及に伴い、被害者の個人情報のより一層の保護のために庁内連携の共有を図った。 DVに関する相談件数 令和元年度 76件		DV対策庁内連絡会議を通じて各種支援体制の見直し、改善することは重要で相談体制の充実につながったと考える。また、担当職員を関係機関の研修に派遣し、資質向上を図った。	引き続き職員、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化に努めるなど、継続的に取り組む必要がある。 自立支援にあたっては女性の悩みごと相談を有効活用していく。	
					16	相談事業の周知と充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4						
			17		職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4							
			18		安全確保のための支援体制の整備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4							
			19		自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3							
			市民相談室 (人権推進課)	DV被害者等から相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、内容によっては男女共同参画推進センター等の関係部署につなげ、専門の相談につなげる。	15	関係機関との連携	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	3.3	・DV被害者等からの相談(7件) ・男女共同参画推進センター等との連携		市民相談室でDVに関する相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、内容によっては男女共同参画推進センターに報告し、専門の相談につなげた。 また、男女共同参画推進センターから配架依頼を受けたリーフレット等を市民相談室前に配架した。 ただし、過去に男性職員に相談したくないという方もいらっしまった。	市民相談室は男性の市民の方も多数来室され、DV被害を受けた女性が利用しにくい側面もある。通常相談は窓口で受け付けているが、他人に聞かれたくないという理由で個室での相談を希望される方もいらっしまった。日によっては他の専門相談等で個室が全て使用されていることもあり、対応できない場合もある。 市民相談室では、DV相談の経験が浅いため、機会を見つけて関係する研修を受講する等して、適切な対応や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要がある。	
		16			相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3							
		17			職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3							
		自治文化課	相談者が外国人で通訳等の手配が必要となった場合、人権推進課と連携することを確認している。	16	相談事業の周知と充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	【外国人相談事業】 英語 147件、スペイン語 29件、中国語 3件	DVIに繋がる恐れのある外国人相談は、自治文化課には無かった。	通訳者を求める場合、ルールづくりが必要。(通訳者を長時間拘束する可能性があること、相談者の秘密を守ること等が起こり、通訳者が善行と感じられる制度づくり)			
				19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3							
		こども支援課	・11月の「児童虐待防止推進月間」で児童虐待防止キャンペーンを5市それぞれ開催していたものを同時期に開催する。 ・埼玉県派遣の市町村支援専門員による助言、研修等の実施。 ・要保護児童対策地域協議会による情報共有及び連携対応による個別のケースに対する支援の充実。	16	相談事業の周知と充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	3.5	3.2	・市報、ホームページへの掲載。「児童福祉週間」「児童虐待防止推進月間」における展示、入間万燈まつりにおける周知活動等。 ・埼玉県市町村支援専門員による要対協実務者会議での助言及び研修会開催依頼による研修参加等。 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催。令和元年5月13日開催。20機関参加。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議開催。年12回開催。 ・個別ケース検討会議開催。計71回開催。39ケース(延べ121人)について支援方法等を協議。	・児童虐待のリスクがあるとして各市で要対協ケース等としている者の近隣市間における転出・転入等があった場合における、切れ目のない見守り体制の構築と支援の実施した。 ・ダイヤ5市で要保護児童対策地域協議会情報連携会議を開催し情報交換を行った。	・緊急性の高い場合の対面引継ぎとその基準等の統一化。 ・子ども家庭総合支援拠点の運営において子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援を実施する。		
				17	職員、相談員の研修、精神的ケアへの対応	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3							
				18	安全確保のための支援体制の整備	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4							
				19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3							
						16	相談事業の周知と充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3		H24.10に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待防止センターを障害者支援課に設置し、虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言等の対応、広報・啓発を行った。虐待の通報・届出が受理した場合は、市・区・町・村・特別区・特別市の関係機関と連携し、関係機関と連携し、事実確認を行うとともに、被害者の一時保護等安全確保を図ることができた。また職員については、県の障害者虐待防止・権利擁護研修等に参加し、資質の向上に努めることとして、障害者虐待事業等との連携強化が図られた。	今後も引き続き、障害者虐待防止センターの周知や障害者虐待防止に関する広報、啓発を行い、通報や届出、また相談等がしやすい環境整備を行っていく必要がある。		

				●DV被害者等への支援体制の強化	障害者支援課	早期に相談窓口を利用できるよう、ホームページやチラシ等を活用し、周知を図る。	18	安全確保のための支援体制の整備	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	3.2	待の通報・届出と支援した場合は、立入調査等の事実確認を行い、状況により一時保護等の措置を行い、被害者等の安全確保に努めた。	あることにより、障害者支援事業との連携強化が図れた。		
							19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
					介護保険課	高齢者虐待への対応及び養護者への適切な支援を行う。	16	相談事業の周知と充実	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0		高齢者虐待を発見した場合、市及び地域包括支援センターに通報するように周知活動を行う。また、虐待対応する職員及び地域包括支援センター職員に虐待対応職員研修の受講をさせた。 虐待を把握した場合は、市及び地域包括支援センター、関係課において対応を行い、被虐待者の安全を確保した。 市民課よりDV被害者の転入者については、住民基本台帳システムから介護保険システムへ連動されDV被害者であると分かるようになっていることから、被虐待者の安全確保のため周知徹底を行なっている。	埼玉弁護士会の弁護士及び公益社団法人埼玉県社会福祉士の社会福祉士より、事例検討会・情報交換会を通して虐待事例への法律・福祉分野の専門的助言を受けることにより、高齢者虐待対応技術向上が図れた。	個別の支援については、関係課との情報共有を徹底し、各課の役割を明確化にしたうえで適切な支援を行うことが必要である。	
							18	安全確保のための支援体制の整備	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3						
					学校教育課	○相談支援体制を構築すると共に、広く周知することにより、DV被害者等への支援体制を強化する。	16	相談事業の周知と充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		○教育センターの相談窓口を広く周知すると共に、各学校においても相談員等の相談窓口の存在を周知した。	○教育センターでの電話相談や来所相談を行った。また、学校と教育委員会が連携し、保護者を関係機関へつなぐこともできた。	○保護者(大人)が安心して相談できる環境整備が課題である。	
					市民課	職員の支援措置対応が弱体化しないように、法令順守はもとより知識の習得及び他課との連携について、対応できるように徹底させる。	18	安全確保のための支援体制の整備	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		支援措置対象者424名(市内外、併せて支援含む)の保護の為、新規受付、継続、各所証明の交付時など各システム等により関係各課の情報共有に努めた。	新任職員等への支援措置の研修を実施し、理解度を深めた。 支援措置期間終了前の対象者が手続きを忘れることで、支援が途切れないように継続(延長)の意思確認を行った。	夫婦間、児童以外の暴力によらない精神的DVにおける支援措置の判断、及び増加に対して苦慮している。	
					生活支援課	被害者等に寄り添った支援をするなかで安全確保を最優先とし、相談支援員やケースワーカーとの情報の共有を進め、その漏洩には十分に配慮する。	18	安全確保のための支援体制の整備	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	3.5		被害者等の安全確保を最優先とし、関係各課との連携により、情報の取扱いについて適切に対応することができた。	生活困窮相談者や生活保護受給者の安全を確保できたことと情報の漏洩が無かったことにより支援体制は維持された。	緊急的な対応だけでなく、常に安全確保を図れるよう適切な対応を行っていく。	
							19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
					高齢者支援課	被害者への総合的支援を行うため、関係課及び課内での情報共有を図る	18	安全確保のための支援体制の整備	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	2.5		DV被害者への対応について関係課との調整と課内の対応の確認	DVに関する相談件数は1件もなかった	関係課と情報共有するうえでの情報管理の方法が定まっていない	
							19	自立支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2						
					保育幼稚園課	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行う。	19	自立支援の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.0		DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行った。	DV被害者、虐待の恐れのある子について保育所優先入所を行った。	定員を超えての受入れが出来ないことから、年度途中の希望があった場合の他施設との連携が課題である。	
					都市計画課	DV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくする。	19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	2	2.0		DV被害者からの市営住宅入居相談及び入居の実績無し。	H29年度からDV被害者世帯を抽選番号の加算が受けられる優遇世帯とし、当選しやすくしている。	現状を維持する。	
					商工観光課	就職支援セミナーや内職相談、若年者就業相談を今後も実施する。	19	自立支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		内職相談室、ふるさとハローワークの開設及び利用促進。 就職支援セミナーを開催。(年4回実施 参加者合計:36名) 労働相談、若年者就業相談の実施。	DV被害者等の方への支援に限定はしていないが、働きたいと考えている方に向けてセミナーや相談の実施した。	就労支援の面から、今後も事業を実施していく。	